



1月16日～2月14日

2018年1月 No.150

ポルトガル語版

広報いわた 1月号 (日本語訳)

総住民数 170,433人
ブラジル人 4,143人
2017年11月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

確定申告の受付が始まります

平成29年分の所得税の申告と納税は3月15日(木)までです。下記の会場では、申告書等作成に関するアドバイスが受けられます。(申告書等をご自分で作成していただきます。)
なお、この会場には通訳がないので、日本語を話せる人と来てください。

▶ 会場：磐田市文化振興センター2階(二之宮東3-2 磐田市民文化会館西隣り)

▶ 開設期間：平成30年2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日曜日を除く 午前9時～午後5時(受付終了時間：午後4時)

会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

▶ 持ち物：筆記用具、はんこ、在留カード、源泉徴収票、マイナンバーカード

【還付金がある方】申告者本人の口座の番号、名義が記載されている部分の通帳のコピー
【扶養親族がいる方】

<扶養親族が日本に居住する場合>扶養する親族の在留カード等のコピー

<扶養親族が日本国外に居住する場合>

① 戸籍謄本や婚姻証明書、出生証明書

② 送金証明(扶養親族それぞれに必要)

※①、②ともに日本語訳を添付

※所得税法上、扶養控除等の対象となる親族とは、年齢16歳以上(平成14年1月1日以前生まれ)で生計を一つとし、かつ、国内源泉所得が38万円以下の者をいいます。

(ただし、その親族に本国に十分生活できるだけの所得がある場合には、たとえ送金の事実があったとしても生活費を送金していることにはなりません。)

▶ その他：上記の期間中、磐田税務署では申告相談等を行いません。

◎申告にはマイナンバーの記載が必要になります。

磐田税務署 Tel: 0538-32-6111

※税務署への電話は自動音声により案内していますので、申告に関するご質問は案内のあと「0」を選択してください。

[平成30年1月4日(木)～3月15日(木)の期間のみ ※土・日曜日を除く]

市営住宅の入居者を募集

募集团地	部屋タイプ	戸数	応募可能な世帯人数
北野団地	3DK	1	2人以上
北野団地	3LDK	3	3人以上
二番町団地	3DK	1	2人以上
再開発住宅	3LDK	1	3人以上
竜洋豊岡団地	3LDK	1	3人以上

▶ 受付期間：平成30年1月29日(月)～2月2日(金)

▶ 申込：直接、建築住宅課(西庁舎2階)へ応募資格や提出書類など、詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。

問い合わせ先：建築住宅課 Tel: 0538-37-4851 Fax: 0538-33-2050

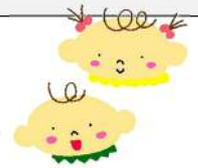
市税等納期限

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第8期

2月28日(水)

2月は児童手当支給の月

- ▶ 支給日：2月9日（金）
- ▶ 支給該当月：児童手当10月～1月分
- ▶ 支給方法：指定口座へ振り込み（支給日の午後4時以降に入金をご確認ください）



問い合わせ先：子育て支援課 Tel：0538-37-4896 Fax：0538-37-4631

平成30年度就学援助のお知らせ

- ▶ 内容：小・中学校に就学するお子さんが学校生活を楽しく送れるよう、給食費の支払い、学用品の購入などでお困りの世帯を対象に、その費用の一部を援助します。
- ▶ 対象：児童扶養手当を受給している世帯、市民税の非課税・減免を受けている世帯、そのほか生活保護に準ずる程度に経済的に困っている世帯など（詳しくは、各学校または教育総務課へお問い合わせください）
- ▶ 補助内容：学用品費、学校給食費など
- ▶ 申込：各学校にある申請書に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。
※継続希望の方も、学校指定期日までに申請書を提出。



問い合わせ先：各学校又は教育総務課 Tel：0538-37-4821 Fax：0538-36-1517

ペットは愛情と責任を持って飼いましょう

動物が好きな方にとって、ペットは友人であり、家族であり、かけがえのない存在です。一方、地域の中には動物が苦手であったり、動物アレルギーがあったりと、ペットと触れ合うことができない方もいます。

ペットを飼う際には、お互いの立場や考えを理解し合い、マナーを守り、大切なペットが地域社会の一員として幸せな一生を送れるよう、責任を持って飼育しましょう。

犬を飼っている方へのお願い

◆犬を飼い始めたら、環境課または各支所市民生活課へ届けて鑑札の交付を受けてください。鑑札は迷子札の代わりにもなりますので、必ず首輪など身につけてあげましょう。◆毎年1回、狂犬病の予防注射を接種して、注射済票の交付を受けましょう。◆犬がいなくなったときは、環境課、磐田警察署（Tel：37-0110）、県西部保健所（Tel：37-2245）へ連絡してください。

◆散歩のときは、必ずリードを付けて、いつでも犬を制することができるようにしましょう。また、フンは自宅に持ち帰り、地域のルールに従って処分してください ◆自宅では、鎖などでつなぐか、外に出ない高さの囲いをする、ケージに入れるなどしっかり係留しましょう。◆無駄吠えをしないように、しつけをしましょう。

猫を飼っている方へのお願い

◆様々なトラブルを避けるため、室内で飼育しましょう。屋外は交通事故や他の猫とのケンカ、病気や寄生虫の感染、望まない妊娠など、猫にとっての危険が溢れています。◆子猫を希望しない場合は、早めに不妊・去勢手術を行いましょう。発情に伴う問題行動を防ぐとともに、責任を持って飼える頭数を保つ意味もあります。◆猫にとって快適なトイレを用意し、トイレのしつけをしましょう。他人の敷地でトイレをすることはご近所トラブルの原因になります。◆首輪をつけ、飼い主の連絡先が分かる名札をつけてあげてください。迷子や、交通事故にあったとき、すぐに飼い主に連絡することができます。

問い合わせ先：環境課 Tel：0538-37-2702 Fax：0538-37-5565

平成 30 年度軽自動車税のお知らせ

◎バイク・軽自動車等の廃車・譲渡などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在に車両を所有している方に対し、定置場（保管しておく所）のある市町村が課税します。4月2日以降に廃車または名義変更を行っても、月割り計算での還付はなく、その年度の税金は、全額納めていただきます。

廃棄・盗難・譲渡等により車両を所有していない場合は、車種に応じて各機関で廃車や名義変更の手続きを3月末までに行ってください。なお、手続きを代理人に委任した場合は、手続きが完了していることを必ず確認してください。

●原動機付自転車（125 cc以下）・小型特殊自動車

内 容	必要なもの	手続場所
廃車（転出）	①ナンバープレート ②はんこ ③本人確認書類（※） ④標識交付証明書	市税課（本庁舎1階）、または各支所 市民福祉グループ
名義変更	①ナンバープレート（標識を変更する場合） ②はんこ ③本人確認書類（※） ④譲渡証明書 ⑤標識交付証明書	

（※）本人確認書類とは、有効期限内の官公庁発行の顔写真つき証明書などです。（在留カード、運転免許証など）

▶代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

●軽四輪車・125 cc超の二輪車など

車種区分	手続場所
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 563 ☎050-3816-1777
・軽二輪（125 cc超～250 cc以下）	軽自動車協会連合会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 567-2 ☎053-435-4001
・250 cc超の二輪車 ・浜松ナンバーの小型特殊自動車	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町 11-1 ☎050-5540-2052 ※県外転出などで登録を抹消した場合は、磐田市市税課へも届出をお願いします。

*手続きに必要なものについては、各機関にお問い合わせください。

◎3輪以上の軽自動車の税率に関するお知らせ

▶**グリーン化特例が2年延長**され、一定の環境性能を有する車両の税率が軽減されます。対象となるのは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車登録をした車両で、**平成30年度に限り**、その性能に応じて、特例の適用を受けます。なお、平成29年度に軽減を受けた車両は、平成30年度の軽減はありません。詳細は、お問い合わせください。

▶平成28年度税制改正により、車両の最初の登録から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）に重課税率が適用されています。**平成30年度に重課税率の対象となるのは、自動車検査証（車検証）に記載されている初度検査年月が平成17年3月以前の車両です。**

（例）軽四輪乗用自家用で初度検査年月が平成17年3月の車両の軽自動車税

平成29年度 7,200円 ⇒ 平成30年度 12,900円

◎ご注意ください！

▶小型フォークリフト・農耕作業用トラクターなどの小型特殊自動車は、公道を走行しなくても、所有していればナンバープレートをつけなくてはなりません。未登録の方は、市税課または各支所市民福祉グループで手続きをしてください。

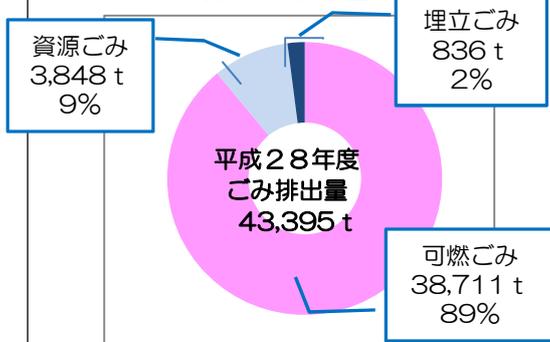
▶原動機付自転車は、使用していなくても所有していれば、課税対象になります。未登録の方は、市税課または各支所市民福祉グループで手続きをしてください。

ごみの減量とリサイクルの推進にご協力を！

平成28年度のごみ排出状況

みなさまのご協力により、前年度より580t減少し、4万3395tになりました。全国的にみても排出量は少ない方ですが、全体の約9割を占める可燃ごみは、生ごみの水切り、食材を無駄なく使う、菓子箱などの雑がみを古紙（資源ごみ）へ出すことでさらに減らすことができます。引き続き、ごみの分別と減量にご理解とご協力をお願いいたします。

■平成28年度のごみ排出量



■1人1日当たりのごみ排出量…約697g

■平成28年度ごみの処理費用
(収集運搬費・処理費・施設運営費等)

…約14億200万円 一人当りに換算すると…約8,227円

分別のお願い

金属と別の素材がついている物を捨てる時は、金属をリサイクルするため、**金物・小型電化製品(※)**へお出してください。

〈例〉

- プラスチック(可燃ごみ)と金属



T字かみそり

本体部分はプラスチック(可燃ごみ)ですが刃(金属)がついているので(※)へお出してください

- ガラス(埋立ごみ)と金属



鍋のふた

ガラス(埋立ごみ)のまわりと持ち手に金属がついているので(※)へお出してください

問い合わせ先：ごみ対策課（クリーンセンター内） Tel：0538-37-4812 Fax：0538-36-9797

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。
◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）Tel：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

2月の休日救急歯科診療

◆診療時間/9:00~12:00

4(日)	はやし歯科クリニック	袋井市旭町 2-4-38	44-1182
11(日)	木瀬歯科医院	磐田市森下 30-2	35-4803
18(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	38-5000



★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。
確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 Tel：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：鈴木 東洋

- ◆とき：2月25日(日) 10:00~12:00
- ◆ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3）Tel：0538-38-5000



☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください ☞ <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/port/guia/hotline.html>

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4811 / Fax：0538-32-2353



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援グループ Tel：0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 Tel：0538-37-4827 ☎438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）

広報をよりよくしていくために、みなさまの声を聞かせください：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp